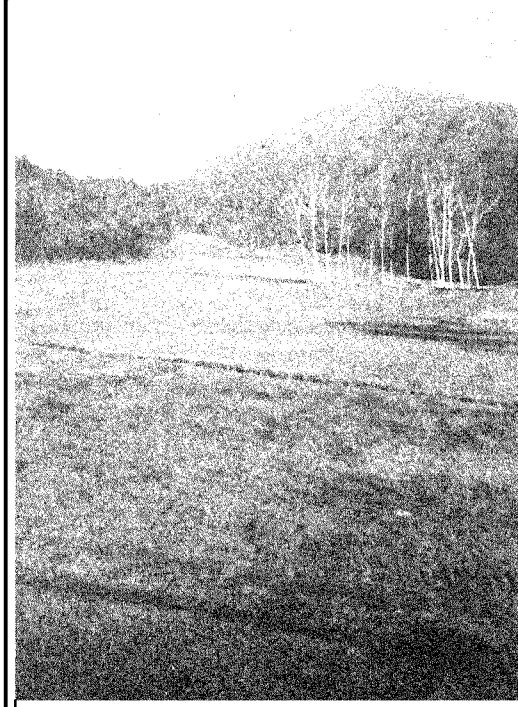


緑地広場愛称募集

鹿留多目的緑地広場の愛称をつけて下さい



都留市では、鹿留沖地区に多目的広場を、建設しております。この施設は、鹿留川の清流を望む、山間部の斜面を利用した、一・六畝の芝生広場で、広場の中央に一群の白樺林があります。現在、センターハウスを建設中であり芝スキー場を七月中旬にオープン予定です、工

事を進めております。この施設は、農村観光施設として、鹿留地区の自然環境を活かし、芝スキー、将来は、ピクニック、イベント広場など多目的に利用することができよう計画しております。そこで、この広場にふさわしく、広く、皆さんに親しまれる「愛称」を募集します。

応募要領

- 一、応募資格  
県内在住、在学、在勤している者、及び県出身者。
- 二、応募先  
上谷一丁目一番一号  
市役所 農林課
- 三、締め切り  
昭和六三年五月三十一日(火)
- 四、応募方法  
一人何点応募してもかまいません。  
官製はがき一枚に一点として、愛称とその説明、住所、年齢、職業、電話番号を記入して下さい。
- 五、褒賞  
最優秀作 一点 賞状と金一封。  
佳作 二点 賞状と金一封。

問合せ先  
市役所 農林課  
☎1111

利子等に対する課税制度が変わります。

○利子等に対する課税については、昨年の臨時国会において、所得税、住民税の減税と合わせて利子課税制度の見直しが行われ、地方税五割、国税十五割、計二十割の税率による一律分離課税方式となりました。

○具体的には、個人が昭和六十三年四月一日以降に利子等の額の五割を県税(県民税利子割)として、また、利子等の額の十五割を国税(所得税)として金融機関等の窓口で差し引かれることになりました。この分の利子等の所得については、一律分離課税ですので、改めて申告する必要はありません。

○また、法人が支払いを受ける利子等についても、個人と同様に県民税利子割及び所得税が差し引かれますが、この税額は、その法人が申告納付すべき法人県民税額及び法人税の計算上、控除又は還付されることとなります。

非課税貯蓄制度が次のよう  
に変わります。

- 現行の少額貯蓄非課税制度(マル優)、郵便貯金非課税制度及び少額公債非課税制度(特別マル優)が改組され、老人(六十五歳以上の人)等に対する利子非課税制度に変わります。
- 非課税となる人  
年齢六十五歳以上の人  
身体障害者手帳を有する人  
寡婦年金等の受給資格者等
- 非課税制度の適用を受けるための手続きについては、金融機関等にご相談下さい。
- また、現行の財形貯蓄、財形年金貯蓄制度が改組され、一般財形貯蓄、新財形住宅貯蓄及び新財形年金貯蓄制度に変わります。なお、一般財形貯蓄については、課税対象となりますのでご留意下さい。
- この県民税利子割の収入については、五分の三が市に入り、貴重な自主財源となります。
- 今後とも新しい利子課税制度についてご理解をいただき、ご協力をお願いします。

問合せ先 市税務課 ☎(43)1111